福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 労働基準部

1. 11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過重労働解消キャンペーンを実施します。

担当:監督課 大和(おおわ) 電話:024-536-4602

資料No 1

「過労死等防止対策推進法」では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

このため、同月間において、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

同キャンペーンでは、以下の取組などを行います。

詳細は、添付のリーフレットをご覧ください。

<過重労働解消キャンペーンの取組>

- ①使用者団体や労働組合に対し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組 に関する周知・啓発についての協力要請
- ②長時間労働が疑われる事業場等に対する重点的な監督指導の実施
- ③労働相談や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける 「過重労働相談受付集中週間」(10月31日(日)~11月6日(土))の設置及 び特別労働相談窓口「過重労働解消相談ダイヤル」(11月6日(土))の実施
- ④オンラインによる過重労働解消のためのセミナー(委託事業)の実施
- ⑤長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている企業(ベストプラクティス 企業)への労働局長による職場訪問

このほか「過労死等防止対策推進シンポジウム」(福島会場:11月26日(金))を 開催します。

2 職業安定部

新規高卒者等就職面接会を開催します。
 担当:職業安定課 佐藤 電話:024-529-5396

資料No 2

●県内5会場にて、来春高等学校卒業予定者等を対象とする就職面接会を開催します。

会場名	開催日時	開催場所	問い合わせ先
福島会場	令和3年10月18日(月) 13:00~16:30	コラッセふくしま	福島新卒応援 ハローワーク TeL024-529-7649
白河会場	令和3年10月20日(水) 13:30~16:00	白河文化交流館コミネス	ハローワーク白河 TeL0248-24-1256
会津若松会場	令和3年10月22日(金) 13:00~15:00	会津アピオスペース	ハローワーク会津若松 Tel0242-26-3333
郡山会場	令和3年10月25日(月) 13:00~16:30	ビッグパレットふくしま	郡山新卒応援 ハローワーク TeL024-927-4633
いわき会場	令和3年10月26日(火) 12:00~16:30	いわき産業創造館 LATOV6階	ハローワークいわき Tel0246-23-1421

2. 新規大卒者等就職面接会を開催します。

担当:職業安定課 佐藤 電話:024-529-5396

資料No3

●来春大学等卒業予定者等及び若年者の方を対象とする就職面接会を開催します。

開催日時	開催場所	参加企業数
令和3年10月29日(金) 11:30~12:30(セミナー) 13:00~16:30(面接会)	郡山市民交流プラザ	対面形式20社

3. 県内各ハローワークで「障害者リモート就職面接会」を開催します。 担当:職業対策課 坂内 電話:024-529-5463

資料No4

昨年から続く新型コロナウイルス感染防止の観点から、大人数が一堂に会する「障害者就職面接会(集合面接会)」は、今年度も中止させていただくこととなりましたが、これに代わる対応として、10月を「障害者雇用促進強化月間」と位置付け、県内各ハローワークにおいて、専用タブレットを使用し、企業と障害のある求職者が非接触で面接等を行うことができる「障害者リモート就職面接会」を開催します。

リモートで面接を行うことによって、企業と障害のある求職者双方の移動時間等の負担 が軽減され、そして最大の課題である新型コロナウイルスの感染防止の徹底を図りながら、 両者のマッチングを各八ローワークがサポートいたします。

*各会場の開催日程等については、別添の案内リーフレットをご覧ください。

障害者リモート就職面接会開催会場で行う新型コロナウイルス感染防止対策

- ■少人数での開催(参加者の人数を制限させていただきます。) ■面接時間帯の個別設定 (求職者毎に来所する時間を決め密な状況を作らない) ■検温の実施 ■マスク着用の徹底
- ■アルコール消毒液の設置 ■アクリル板やビニールカーテン等の設置 ■定期的な換気の 実施 ■その他感染防止対策の徹底

4. ユースエール認定企業5年継続式典を開催します。 担当:職業安定課 佐藤 電話:024-529-5396

- ●「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度(ユースエール認定制度)については、平成27年10月1日より施行されており、認定を受けた企業が認定を継続するためには、「直近三事業年度における新規学卒者の離職率が20%以下」「前事業年度における正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下」「前事業年度における正社員の有給休暇の年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上」などの厳しい基準適合の確認を受ける必要があります。
- ●福島労働局では独自の取組として、基準適合に基づき、継続して若者の採用・育成や雇用管理の改善に取り組まれている企業に対し「ユースエール認定企業5年継続式典」を開催することといたしました。
- 当該式典では、以下の企業に対し、**本県初となる「ユースエール認定企業 5 年継続証明 書」を交付いたします。**

【ユースエール認定企業5年継続式典の概要】

●交付式日時 令和3年10月21日(木)11:00予定

●会 場 福島合同庁舎3階共用会議室

●対 象 企 業

株式会社 三本杉ジオテック(平成27年12月22日認定)ユースエールマスコットキャラクター 【エールベア】

所在地: 福島市南矢野目字徳元田北4番地



5. 障害者雇用優良中小事業主認定制度(もにす認定制度)にかかる 認定企業に対しての認定通知書交付式を行います。

担当:職業対策課 坂内 電話:024-529-5463

資料No 5

厚生労働省では、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(通称 もにす認定制度)」を創設、実施しております。

このたび、福島労働局では、以下の企業を**本県3例目となる「もにす認定企業」として認定しま した**。

※もにす認定制度の詳細は、別紙リーフレットをご参照ください。

《認定企業》

ミライズ株式会社 代表取締役 高橋 大樹 氏

所在地:福島市町庭坂遠原三3-16

障害者雇用率:19.6%

従業員数:24人(障害者雇用率にかかるカウント数23人)

障害者数:5人 (障害者雇用率にかかるカウント数4.5人)

つきましては、下記の日程で、基準適合事業主認定通知書交付式を開催します。

記

開催日時 10月28日(木) 14:00~

場所

福島合同庁舎3階共用会議室

(福島市霞町1番46号 ☎024-529-5463)

【取材について】交付式会場での写真撮影、交付式後の認定企業への取材は可能です。

認定マーク【もにす】

【9月22日認定】

企業と障害者が、明るい未来や 社会の実現に向けて

₹021年度

神 中小事業主義

(と**もにす**すむ)

という思いをこめて、愛称を「 もにす」と名付けました。 6. 厚生労働省が運営する「ハローワークインターネットサービス」の機能が 9月21日(火)にさらに便利になります。

担当:職業安定課 阿部 電話:024-529-5338

資料No 6 ・ 7

【事業主の皆さまへ】

- ●求人者マイページ(求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページ)を通じて、ハローワークからオンラインで職業紹介を受けることができます。
- ●求職者からの応募を直接受け付けることができます(オンライン自主応募)。
- ●応募書類の管理や採否入力が効率化します。

【仕事をお探しの皆さまへ】

- ●求職者マイページ(仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページ)を通じて、ハローワークからオンラインで職業紹介を受けることができます。
- ●ハローワークインターネットサービスで探した求人にハローワークの職業紹介を受けずにご自身でマイページから直接応募することができます(オンライン自主応募)。
- ●求職情報の確認・変更や求職登録の有効・無効の設定ができます。

労働基準部

1. 福島県最低賃金が10月1日から828円となります。 担当:賃金室 大野木 電話:024-536-4604

資料No8

- ○福島県最低賃金は、10月1日から現行の800円が28円引き上げられ、時間額828円となります。
- ○福島県最低賃金は、年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、福島県内 の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

脳・心臓疾患の労災認定基準が改正されました。
 担当:労災補償課 高田 電話:024-536-4605

資料No9

1 概要

- ・脳・心臓疾患の労災認定基準については、改正から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて、厚生労働省の検討会において検証等を行い、報告書が取りまとめられました。
- ・報告書を受けて、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正したものであり、今後、この基準に基づいて、迅速・適正な労災補償を行ってまいります。

2 認定基準改正のポイント

- ・長期間の過重業務の評価に当たり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化
- ・長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直し
- ・短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を 明確化
- ・対象疾病に「重篤な心不全」を追加

労働基準部

県内労働災害発生状況

担当:健康安全課 空閑 電話:024-536-4603

令和3年(8月)の災害発生状況を取りまとめました。

	\	\		年	別	令和	3年	令和	2年	対 (死	前 年 傷 者)
الله الله	業	種		\		死傷者	うち 死亡者	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全	*	Ě	種	合	計	1,518	10	1,095	22	423	38.6
	製		造		業	302	1	256	2	46	18.0
	鉱				業	4	0	2	0	2	100.0
	建		設		業	261	5	217	9	44	20.3
	運	輸	交	通	業	142	0	136	2	6	4.4
	貨	物	取	扱	業	8	0	5	0	3	60.0
	農		林		業	44	1	21	3	23	109.5
	畜	産	• 7	水 産	業	12	0	7	1	5	71.4
	上	記以	外の	事業	小計	745	3	451	5	294	65.2
		商			業	210	0	163	2	47	28.8
		金	融厂	広 告	業	9	0	11	0	-2	-18.2
		保	健(新 生	業	274	0	101	0	173	171.3
		接	客,	娯 곑	業	94	1	61	1	33	54.1
		清	掃・	<u>ا</u> ح	畜 業	64	0	53	1	11	20.8
		上	記以タ	外の	事 業	94	2	62	1	32	51.6

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。



01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労 死等を防止することの重要性について自覚を促し、これ に対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労 死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とそ の防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実 現しましょう。

※「通労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心 解疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による 精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓 疾患、精神障害のことです。



02「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。 また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

全医47都道府県において計48回開催します。 (※無料でどなたでも参加できます。) 開催会場によって開催日時やプログラムは異なります ので、詳細は専用ホームページで得確認ください。



Contract of the Contract of th

https://www.p-unique.co.jp/karoushlboushlsympo

√ 事業主の皆さまへ //

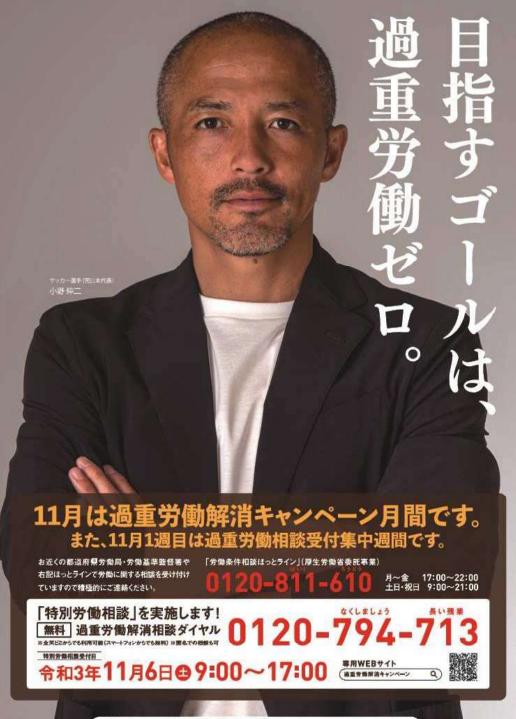
03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

「しわ寄せ」防止特設サイト



https://work-holiday.mhlw.go.jp/shlwayoseboushl/



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

⇒労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の 考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、 労働時間を適正に把握*1し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1. 労使の主体的な取組を促します。
- 使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。
 - 都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。
- 3.重点監督を実施します。
- ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 4. 「特別労働相談」を実施します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00 **0120-794-713**

過重労働による健康障害を防止するために**2

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ●労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、 臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1) 臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守ら なければなりません。
- ●時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。



(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ●健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- ●長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- ●労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者 |に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために※3-

1

職場風土を改革しましょう。

2

適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。

労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

- ※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
- ※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)
- ※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

- ■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)
- ■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** 月~金 17:00~22:00 土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、 過重労働解消のためのセミナー を実施します!



_ 1

令和3年度

新規高卒者等就職面接急

宿島県内に就職希望の皆さん

- ・ 令和4年3月新規高等学校卒業予定者(就職未内定の方)
- ・平成31年3月以降に高等学校を卒業した方(既卒3年以内の方)

福島会場 10/18(月) 13:00 ~ 16:30

コラッセふくしま

(福島市三河南町1-20) 問い合わせ 福島新卒応援ハローワーク 024-529-7649





白河会場 10/20(水) 13:30 ~ 16:00

白河文化交流館コミネス

(白河市会津町1-17) 問い合わせ ハローワーク白河 0248-24-1256



会津アピオスペース

(会津若松市インター西90) 問い合わせ ハローワーク会津若松 0242-26-3333





郡山会場 10/25(月) 13:00 ~ 16:30

ビッグパレットふくしま

(郡山市南二丁目52) 問い合わせ 郡山新卒応援ハローワーク 024-927-4633

いわき会場 10/26(火) 12:00 ~ 16:30

いわき産業創造館(LATOV6階)

(いわき市平字田町120) 問い合わせ ハローワークいわき 0246-23-1421



主催:新卒応援ハローワーク・ハローワーク・福島労働局/福島県

魅力ある県内20社が参加!/

ゴイリまら同じ来 計H日会に可提合 開催日時

台場

郡山市民交流プラザビッグアイ 7 階

(郡山駅から徒歩 1分)

1U/29

金

資料No.3

参加費 無料 事前登録 不要 入退場 自由

対象

▷令和 4 年 3 月卒業予定者

(大学院,大学,短大,高専,専修)

▷既卒 3 年以内の求職者、

▷就職活動中、転職をご検討の方

(概ね 40 歳未満)

時(1部) 13:00~14:30(10社)間(2部) 15:00~16:30(10社)

※参加企業につきましては、裏面をご覧下さい。

∖採用担当者はココを見ている/

好印象を残す実践セミナー 11:30~12:30

- ◆ マスク越しでの伝え方
- ◆ 印象力アップ
- ◆ 気遣いの言葉遣い(話し方の工夫)

※セミナーへの参加は事前予約が必要となります。

※参加希望の方は HP よりお申込み下さい。



それならふくしま Q



【主催】福島労働局 【運営・お問合せ】若年者地域連携事業事務局(株式会社 飛馬(ひゅうま)) 〒972-8316 福島県いわき市常磐西郷町銭田 106-26 TEL : 0246-38-6117 FAX : 0246-38-6118 HP : http://hyuma.sakura.ne.jp/2021/ e-mail :info@oci.hyuma.jp



ふくしま合同企業説明会&面接会

10月29日(金)開催(郡山市民交流プラザ)ビッグアイク階

\ 採用担当者はココを見ている! │

参加無料



【好印象を残す実践セミナー】も同時開催

11:30~12:30

- ◆マスク越しでの伝え方
- ◆印象力アップ
- ◆気遣いの言葉遣い(話し方の工夫)

※セミナーへの参加は事前予約が必要となります。 ※参加希望者の方はHPよりお申し込みください。

1部:13:00~14:30

<参加事業所一覧>

	ブース No	事業所名	業種	職種		一般求職者	就業場所
	1	株式会社みとみ ライセンスアカデミー郡山	教育関係	事務・企画・普及活動	0	0	郡山市
	2	株式会社 河京	製造	通信販売 店舗スタッフ	0		喜多方市・猪苗代町 会津若松市
	3	高田産商 株式会社	卸売・小売り	営業職 / 建築系技術営業 CADオペレーター / 営業補佐及び企画開発	0		いわき市・郡山市 棚倉町
1	4	4 株式会社エスビー商会 5 伊達貨物運送株式会社	卸売・小売り	営業 / 営業事務 販売員	0	0	郡山市·本宮市 田村市·白河市 矢吹町
部	5		運輸業	管理スタッフ 総務・経理事務	0		伊達市・その他
1 11	6 田村建材 株式会社	建設	建築工事施工管理及び営業	0	0	福島市・郡山市 白河市・いわき市	
	7	株式会社 日本アドシス	情報通信	プログラマー・システムエンジニア	0	0	須賀川市・その他
	8	住鉱エナジーマテリアル株式会社	製造	工務業務 (機械設備担当または電気計装担当) 生産技術職	0	0	楢葉町
	9	福島ファイナンシャルプランナーズ株式会社	金融	保健相談及び関連する事務	0		郡山市
	10	社会福祉法人アイリス学園	医療・福祉	保育士及び児童指導員	0	0	福島市

2部:15:00~16:30

	ブース No	事業所名	業種	職種	大卒等	一般 求職者	就業場所
	11	福島日野自動車 株式会社	輸送機器・ その他製造	販売営業職、自動車整備職	0	0	福島市・郡山市 いわき市・相馬市 会津若松市・泉崎村
	12	株式会社アポロガス	卸売・小売り	総合職	0		福島市
	13	株式会社エイティック	卸売・小売り	営業職	0		福島市・郡山市 いわき市
2	14	株式会社トスネット南東北	警備業	一般職(総合職)	0		郡山市・いわき市 福島市・会津若松市
部	15	社会福祉法人 育成会	医療・福祉	支援員	0		いわき市
们	16	株式会社 矢田工業	建設	生産管理技術者 / 現場施工管理技術者 設計技術者 / 営業職 / 一般事務	0		郡山市
	17 東	東北アンリツ株式会社 製造 福島サンケン株式会社 製造		通信用計測、情報通信機器の生産技術に関するエンジニア	0		郡山市・その他
	18			技術職総合職	0	0	二本松市
	19	株式会社ファーストフーズ福島	製造	生産系総合職	0	0	本宮市・その他
	20	株式会社あおき郡山支店	葬祭業	総合職(式場スタッフ)	0	0	郡山市・白河市



(※一部、ハローワーク内で個別面接会となる所があります。)

新型コロナウイルスのまん延がいまだ終息しない状況下にありますが、各八 ローワークに設置した専用タブレットにより、障害をお持ちの求職者と企業 の担当者が非接触でコンタクトが取れますので、感染防止対策は万全!安 心・安全にジックリと個別面談を行うことが可能です!

参加希望の障害をお持ちの求職者の方、企業のご担当者様は、裏面の各地 域のハローワークまでお問い合わせください!

福島労働局・ハローワーク

令和3年度 障害者リモート就職面接会(10月開催) 各ハローワーク開催予定一覧

(各会場とも事前申込が必要です!また日程の追加、変動する場合があります。)

		1	が必要です!また日村	i		
開催所(ハローワーク)	イベント名	開催場所	日程	開催時間	参加事業所数	参加定員
ハローワーク福島 € 024(534)4121 部門コード45# FAX 024(534)0423 専門援助部門	ハローワーク福島 障害者リモート就職面接会	ハローワーク福島 会議室	10月4日(月),5日(火),12 日(火),13日(水),15日 (金),21日(木),25日 (月),27日(水),28日 (木),29日(金) 11(月),18(月),19(火)は 午後の部のみ	午前の部 10:00~12:00 午 後の部 13:30~16:30	各回 1社	午前の部4 名、午後の部 6名まで
ハローワークいわき € 0246(23)1421 部門コード44# FAX 0246(22)1088 専門援助部門	いわき障害者ミニ就職面接会 (リモート面接会)	 ハローワークいわきいわき地方合同庁舎5階北側会議室 ハローワーク小名浜1階相談室 ハローワーク勿来2階会議室 	10月20日(水)~22 日(金) 10月27日(水)~28日(木)	午前の部: 9:00~12:00 午後の部: 13:30~16:30	10社予定 (いわき市に 就業場所の ある事業所)	1社あたり最 大10名
ハロ―ワーク会津若松 も 0242(26)3333 部門ユード45# FAX 0242(38)2332 専門援助部門	障害者リモート マッチングコーナー	・ハローワーク会津若松 ・ハローワーク南会津 ・ハローワーク喜多方 各庁舎内	10月1日(金)〜10月29 日(金)の間 随時実施	13:30~16:30 (予定)	各回(日) 1社 計10社 程 度を予定	各回5名程度
ハローワーク郡山 ६ 024(942)8609 部門コード44# FAX 024(941)1940 専門援助部門	ハローワーク郡山 障害者リモート面接会	ハローワーク郡山 セミナールーム	10月19日(火) 10月21日(木) 10月25日(月) 10月25日(火) 10月28日(木)	9:00~12:00	各回1社	各回 10名程度
ハロ―ワーク白河 € 0248(24)1256 FAX 0248(23)4749 求人・専門援助部門	ハローワーク白河 障害者リモート面接会	白河小峰城合同庁舎 地下1階会議室	10月19日(火) 10月20日(水) 10月25日(月) 10月28日(木)	10:00~12:00 14:00~16:00	各回1社	各回4~8名
ハローワーク須賀川 & 0248(76)8609	ハローワークすかがわ	ハローワーク須賀川	(製造業・軽作業等) 10月5日 (火),12日 (火)19日 (火),26日 (火)	13:30~16:00		各回4~6名
FAX 0248(75)4930 求人·専門援助部門	障害者リモート面接会	2 階会議室	(事務・サービス等) 10月8日(金),13日 (水),20日(水),27日 (水)	10.00	各回1社	
ハローワーク相双 € 0244(24)3531 FAX 0244(24)3532 求人・専門援助部門	障がい者リモート就職面接会	ハローワーク相双 大会議室	(1) 10月11日 (月) (2) 10月12日 (火) (3) 10月15日 (金) (4) 10月18日 (月)	10:00~12:00 14:00~16:00 ※(1)(2)は午 後のみ	各回1社	各回5~6名
ハロ―ワ―ク二本松 € 0243(23)0343 FAX 0243(62)2737 求人・専門援助部門	にほんまつ障害者ミニ就職面接会 (リモート含む)	ハローワーク二本松 2階会議室	10月11日(月),12日 (火),18日(月),19日 (火),20日(水),21日 (木) (参加事業所数 により変更可能性あり)	9:00~11:30 13:30~16:00	各回1社	各回4~5名

^{*}詳細については、各ハローワークの担当窓口にご確認ください。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました!

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が 障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制 度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます!

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの 求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示する ことができます



≥020年度

▶ 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります!

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります 御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります!

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります 障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます 詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります!

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける ことができる場合があります 詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか?

▲ 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です!

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出 してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検 案

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020702障01

障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点(特例子会社は35点)以上得ること (取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること)
- ②法定雇用率を達成していること 雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者*を1名以上雇用していること
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと
- ※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧いただくか、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
		①組織面	特に優良	2点
	体制	小祖稱由	優良	1点
	づくり	②人材面	特に優良	2点
		91112	優良	1点
		③事業創出	特に優良	2点
			優良	1点
	仕事 づくり	4職務選定	特に優良	2点
	づくり	●創出	優良	1点
75- AC		⑤障害者就 労施設等 への発注	特に優良	2点
取組 (アウト			優良	1点
プット)		⑥職務環境 ⑦募集•採用	特に優良	2点
			優良	1点
			特に優良	2点
			優良	1点
	環境	⑧働き方	特に優良	2点
	づくり		優良	1点
		⑨キャリア	特に優良	2点
		形成	優良	1点
		⑪その他の	特に優良	2点
		雇用管理	優良	1点
	取組関	係の合格最低点		5点 (満点20点)

※就労継続支援A型事業所の利用者は除く

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点			
			特に優良	6点			
		⑪雇用状況	優良	4点			
	数的側面		良	2点			
	四四四次		特に優良	6点			
		⑫定着状況	優良	4点			
成果 (アウト			良	2点			
カム)		③満足度、	特に優良	6点			
	質的側面	ワーク・エンゲージメント	優良	4点			
			良	2点			
		⑪キャリア 形成	特に優良	6点			
			優良	4点			
			良	2点			
	成果関係	系の合格最低点		6点 (満点24点)			
	取組(アウ	⑤体制•仕事•					
情報	トプット)	環境づくり	優良	1点			
開宗 開示 (ディス		① 米拉拉加西	特に優良	2点			
クロー	成果(アウ	16数的側面	優良	1点			
ジャ ー) 	トカム)	① 年 45 側 赤	特に優良	2点			
	(加質的側面 優良						
	情報開示関係の合格最低点						
	合計の合格最低点						

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や 社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を 「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

ハローワークインターネットサービスを活用しましょう │求人者マイページ」がさらに便利になります(9月21日更改予定)

ハローワークが運営する「ハローワークインターネットサービス」の機能が9月21日(予定)に さらに便利になります。求人活動にぜひご活用ください。

「求人者マイページ」とは

求人者マイページは、求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。 ハローワークインターネットサービスからオンライン上で開設できます。

求人者マイページの新しい機能

ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける(オンラインハローワーク紹介)

- ハローワークから求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。
- 求職者とのやりとりを求人者マイページで完結できるため、採用業務が効率化します。
- 応募者の情報を一元的にデータで管理できるため、個人情報の管理がしやすくなります。
- ※ オンラインハローワーク紹介を受けるには、求人者と求職者がともにマイページを開設している必要があります。

オンラインハローワーク紹介の流れ

①求人情報を掲載する



②ハローワークが求人者へ求人応募の可否を確認する

求人応募が可能か確認するため、ハローワークから求人者に対し電話連絡を行います。

※ 平日夜間や土曜日など求人者との連絡がつかない場合などには、電話連絡なくオンラインハローワーク 紹介を行うことがあります。



ハローワークが求職者マイページに送った求人に、求職者が応募すると職業紹介が成立します。 求人者マイページに応募通知が届き、紹介状や応募者の志望動機等を確認できます。

- ※ オンラインハローワーク紹介は、ハローワーク職員が職業相談の中で希望条件等の求職内容を確認して いる方を対象に、求人との適合性を判断した上で紹介するものです。
- ※ 紹介後、応募期限内(通常1週間程度)に求職者が応募しない場合もあります。

4 採用選考をする

マイページのメッセージ機能で応募者と面接日時等の調整をし、選考を行ってください。

⑤マイページから選考結果の通知

採用選考終了後は、速やかに応募者・ハローワークに選考結果を連絡してください。 選考結果の連絡は、マイページから行うことができます。



😭 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL030728首01

応募書類の管理や採否入力が効率化します

- 求職者がオンラインで応募した場合、求人者マイページ上で応募者の志望動機や応募書類等を速やかに確認することができます。
- 求人者マイページの「メッセージ機能」を使い、応募者と面接日時等の調整ができます。
- 求職者やハローワークへの選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務を効率 化できます。

求職者からの応募を直接受け付けることができます(オンライン自主応募)

- 求人者がハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募することができるようになります。
- ハローワークに求職登録をしている求職者と、ハローワークインターネットサービスのみに登録している求職者が応募できるため、応募者層が広がる可能性があります。



オンライン自主応募に関する注意点

■ オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク 等の職業紹介を要件とする助成金[※]の対象外です。

※特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金

- ■オンライン自主応募は、直接応募であり、ハローワークが求職者と求人の適性の確認を 行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。 ハローワークがトラブル等に対応することはできません。
- オンライン自主応募を受け付けるには、求人者マイページから求人ごとに設定が必要です。本機能の開始後、利用したい場合は求人者マイページから変更してください。
- 労働者派遣事業所や請負事業所からの求人で、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができません。
- ※ 応募者が「オンライン自主応募」による応募であるかを確認するには、「応募者管理画面」の応募者一覧の「応募方法」の欄で確認することができます。

求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスから

インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス 検索



https://www.hellowork.mhlw.go.jp/

求人者の方は「事業主の方」 のメニューをご利用ください。



ハローワークインターネットサービスやマイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時:月曜~金曜9:30~18:00 (年末年始、祝日除く)

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークでの求人申込は事業所所在地を管轄するハローワークまで(全国のハローワーク所在地一覧)

https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

ハローワークに求職登録して求職者マイページを開設しよう 「求職者マイページ」がさらに便利になります(9月21日更改予定)

求職者マイページとは

求職者マイページは、仕事探しのサービスをオンライン上で受けられる求職者向けの個人ページです。

ハローワークに求職登録し求職者マイページを開設するとできること

すでにできる機能

- ハローワークインターネットサービスで求人情報を探す際、検索条件や気になった求人情報を 保存する
- ハローワークで紹介した求人内容や紹介状、応募履歴を確認する
- 応募した求人企業や団体の担当者とメッセージ機能で直接やりとりする ※求人者側がマイページを開設している場合
- ハローワークからの求人情報やお知らせを受け取る

新しい機能

- ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける (オンラインハローワーク紹介)→詳しくは裏面をご覧ください
- ハローワークインターネットサービスで探した求人にハローワークの職業紹介を受けずに **ご自身でマイページから直接応募する**(オンライン自主応募)→詳しくは裏面をご覧ください
- 求職情報の確認・変更や求職登録の有効/無効の設定をする

全機能を利用するにはハローワークに求職登録が必要です。

ハローワークで求職登録済みで、求職者マイページを開設していない方はハローワークへご相談ください。

八ローワークでは、他にもいろいろなサービスを受けられます

- ① ハローワークでのご相談、職業紹介
- ② 履歴書や職務経歴書など応募書類の作成支援
- ③ 面接時のマナーや心構えについてのアドバイスや模擬面接など面接対策支援
- ④ 各種セミナー
- ⑤ 各種面接会、職場見学会等のイベント

◇まだハローワークをご利用になられていない方へ

- ・ハローワークインターネットサービス上の登録のみで求職者マイページの開設ができます。
- ・ 求職者マイページを開設することで、求人への直接応募(オンライン自主応募※) など自主的な 就職活動ができます。(→※詳しくは裏面をご覧ください。)
- ・ ただし、求職者マイページの一部の機能は利用できません。求職者マイページ開設後にマイペー ジの全ての機能を含め、ハローワークの様々なサービスをご利用になりたい場合は、お気軽にハ ローワークにご相談ください。

🙌 厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL030728首04

ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける(オンラインハローワーク紹介)

- ハローワークから求職者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。
- 求職者マイページに届いたハローワークがお勧めする求人情報について、志望動機等を作成し、 オンライン上で求人に応募することができます。
 - また、応募した求人の履歴や採否結果などがオンラインで確認できます。
- ※ このサービスは、ハローワークで求職登録をした上で求職者マイページを開設した場合のみに利用できます。
- ※ オンラインハローワーク紹介は、ハローワーク職員がこれまでの職業相談を通じて、希望する求人条件等を確認している方を対象に、求人との適合性を判断した上で行うサービスです。

オンラインハローワーク紹介を希望した場合も、すべての方に対応できないことがあります。





ハローワークインターネットサービスで探した求人に直接応募する(オンライン自主応募)

- ハローワークインターネットサービスで探した求人情報に(オンライン自主応募の対象求人に限ります)ハローワークを介さずに直接応募することができます。
- ▼ 求職者マイページから志望動機等を作成し、オンライン上で応募することができます。応募した求人の履歴や採否結果などがオンラインで確認できます。



オンライン自主応募に関する注意点

- オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワークの職業紹介を要件とする雇用保険の再就職手当等の対象外です。
 また、事業主に支給される助成金のうち、ハローワークの職業紹介を要件とする助成金は支給されません。
- オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。

インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス 検索

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/

ハローワークインターネットサービスや求職者マイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時:月曜~金曜 9:30~18:00 (年末年始、祝日除く)

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

ハローワークでの求職登録は、お近くのハローワークまで(全国のハローワーク所在地一覧)

https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html



福島県 最低賃金

令和3年 10月1日から [時間額] 828





最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト http://www.saiteichingin.info/ 最低賃金制度 快業



最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局または最寄りの労働基準監督署へ 福島労働局ホームページアドレス https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/



最低賃金制度って何?

働くすべての人に、

賃金の最低額 (最低賃金額) を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの

働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。





確認の方法は?

認したい賃金を時間額にして、 低賃金額(時間額)と比較してみましょう!

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

時間給の場合 \geq 円 円 1日の平均所定労働時間 日給の場合 \geq 円 時間 円 円 1か月の平均所定労働時間 月給の場合 ≧ 円 時間 円 円

上記 1,2,3 が

例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が

月給の場合

- 基本給(日給)→ 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ 3の計算で時間額を出す
- 3 1 と2を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。 ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外 の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑥午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



自分の地域の 最低賃金を チェックしましょう!

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の 引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、 支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 詳しくは、こちら 業務改善助成金



支給の要件



引上げ後の 賃金額の支払い



生産性向上に資する 機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の 不交付事由がない

設備投資等に要した 費用の一部を助成

助成金 支給まで



交付申請書: 事業実施計画などを、 最寄りの都道府県



交付決定後、 提出した計画 に沿って事業



労働局に 事業実施結果 を報告





の流れ

専門家による

無料相談を

賃金引上げにお悩みの方は働き方 改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革 推進支援

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の 引上げに取り組む者に対して、 設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金



- 23 -

脳・心臓疾患の労災認定基準の改正概要

(令和3年9月14日付け基発第0914第1号)

改正の背景

業務による過重負荷を原因とする脳血管疾患及び虚血性心疾患等については、平成13年12月に改正した「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」に基づき労災認定を行っていたが、改正から約20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていることから、最新の医学的知見を踏まえて、「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」において検証等を行い、令和3年7月16日に報告書が取りまとめられたことを受けて、認定基準の改正を行った。

改正のポイント

●業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

- ・発症前1か月間に100時間または 2~6か月間平均で月80時間を 超える時間外労働は、発症との 関連性は強い(※)
- ・月45時間を超えて長くなるほど、 関連性は強まる
- ・発症前1~6か月間平均で月45時間 以内の時間外労働は、発症との関連 性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- 拘束時間が長い勤務
- ・ 出張の多い業務 など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して 労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないが これに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷

業務と発症との関連が強いと評価 することを明示

- ■労働時間以外の負荷要因を見直し
- 勤務間インターバルが短い勤務
- ・ 身体的負荷を伴う業務 など

- 評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

- 業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
 - →「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を 行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示
- 対象疾病:認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加